

○ 国営かんがい排水事業実施要領の運用について(平成元年 7 月 7 日付元一 3 農林水産省農村振興局整備部長通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(適用及び基本的な考え方) 第 1 (略) 2 我が国の農業は、農業者や農地面積の減少、担い手の経営規模の拡大や法人化といった農業構造の変化、水稻品種の多様化や畑作物・園芸作物の作付拡大といった営農形態の変化、これらに伴う農業用水の必要時期や必要量、かん水方法の変化等の水需要の多様化、大規模自然災害の頻発化・激甚化等、様々な変化に直面している。 本事業においては、これらの変化や農業政策の展開に対応し、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)を改正し、要綱第 2 の 1 に示す事業種の創設等、順次拡充してきたところである。 本事業の実施に当たっては、このような状況や経緯を十分に踏まえ、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業関係団体、主要な農業者等の意見を聴取しつつ、地域農業の展開方向を想定し、 ・農業水利施設の予防保全と事後保全を組み合わせ、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理 ・農業水利施設の集約や再編、統廃合等によるストッ	(適用及び基本的な考え方) 第 1 (略) 2 我が国の農業は、農業者や農地面積の減少、担い手の経営規模の拡大や法人化といった農業構造の変化、水稻品種の多様化や畑作物・園芸作物の作付拡大といった営農形態の変化、これらに伴う農業用水の必要時期や必要量、かん水方法の変化等の水需要の多様化、大規模自然災害の頻発化・激甚化等、様々な変化に直面している。 本事業においては、これらの変化や農業政策の展開に対応し、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)を改正し、要綱第 2 の 1 に示す事業種の創設等、順次拡充してきたところである。 本事業の実施に当たっては、このような状況や経緯を十分に踏まえ、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業関係団体、主要な農業者等の意見を聴取しつつ、地域農業の展開方向を想定し、 ・農業水利施設の予防保全と事後保全を組み合わせ、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理 ・農業水利施設の集約や再編、統廃合等によるストッ

クの適正化

- ・水路のパイプライン化、ICT、調整施設の導入等を組み合わせた水管理の省力化・高度化
- ・農業水利施設の耐震対策、排水施設の整備、流域治水対策等による災害リスクの低減
- ・農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用

等を検討した上で、原則として、営農計画、用水計画等を含む土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書（以下「事業計画書等」という。）を策定するものとする。その上で、要綱第2の1における事業の種類のうち、適切なものを適用するものとする。

（国営施設機能保全総合対策事業の事業計画書等）

第11 要領別紙10第1の2の（7）において、事業計画書等の作成を要領別記様式第6号及び第7号により行うことができるものは、地域における自然条件、農業、農業用水需給、排水条件等の現状、今後の見通し等を踏まえ、営農計画及び用排水計画を省略することが妥当と認められる場合に限るものとする。

（申請によらない事業）

第12 要綱第2の13に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項第3号に掲げる事業として本事業を実施する場合は、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体に対して、土地改良区総会、事業推進協議

クの適正化

- ・水路のパイプライン化、ICT、調整施設の導入等を組み合わせた水管理の省力化・高度化
- ・農業水利施設の耐震対策、排水施設の整備、既存ダムの洪水調節機能強化等による災害リスクの低減
- ・農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用

等を検討した上で、原則として、営農計画、用水計画等を含む土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書（以下「事業計画書等」という。）を策定するものとする。その上で、要綱第2の1における事業の種類のうち、適切なものを適用するものとする。

（国営施設機能保全総合対策事業の事業計画書等）

第11 要領別紙10第1の2の（6）において、事業計画書等の作成を要領別記様式第6号及び第7号により行うことができるものは、地域における自然条件、農業、農業用水需給、排水条件等の現状、今後の見通し等を踏まえ、営農計画及び用排水計画を省略することが妥当と認められる場合に限るものとする。

（新設）

会等で説明し、十分な合意形成を図るものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年10月1日から施行する。

国営かんがい排水事業実施要領の運用について

平成元年 7 月 7 日 付 元 — 3
最終改正 令和 7 年 10 月 1 日 付け 7 農振第 1598 号

各地方農政局農村振興部長 }
北海道開発局農業水産部長 } 殿
沖縄総合事務局農林水産部長 }

(農林水産省) 農村振興局整備部長

(適用及び基本的な考え方)

第1 国営かんがい排水事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第533号構造改善局長通知。以下「要領」という。）によるもののほか、この運用に定めるところによる。

2 我が国の農業は、農業者や農地面積の減少、担い手の経営規模の拡大や法人化といった農業構造の変化、水稻品種の多様化や畑作物・園芸作物の作付拡大といった営農形態の変化、これらに伴う農業用水の必要時期や必要量、かん水方法の変化等の水需要の多様化、大規模自然災害の頻発化・激甚化等、様々な変化に直面している。

本事業においては、これらの変化や農業政策の展開に対応し、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）を改正し、要綱第2の1に示す事業種の創設等、順次拡充してきたところである。

本事業の実施に当たっては、このような状況や経緯を十分に踏まえ、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業関係団体、主要な農業者等の意見を聴取しつつ、地域農業の展開方向を想定し、

- ・農業水利施設の予防保全と事後保全を組み合わせ、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理
- ・農業水利施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化
- ・水路のパイプライン化、ICT、調整施設の導入等を組み合わせた水管理の省力化・高度化
- ・農業水利施設の耐震対策、排水施設の整備、流域治水対策等による災害リスクの低減
- ・農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用

等を検討した上で、原則として、営農計画、用水計画等を含む土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書（以下「事業計画書等」という。）を策定するものとする。その上で、要綱第2の1における事業の種類のうち、適切なものを適用するものとする。

(末端支配面積の取扱い)

第2 要綱第2の2に規定する末端支配面積の取扱いについては、田と畑が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

(指定工事の指定)

第3 指定工事を定めようとするときは、指定工事と指定工事以外の完了時期が異なると明らかに見込まれる場合に限り指定工事を指定するものとする。

(事業費の区分)

第4 要綱第6において事業費を基幹施設の工事に係るものと一般施設の工事に係るものに区分する場合には、工事費、測量設計費及び用地補償費について①基幹施設の工事のみに係るもの、②一般施設の工事のみに係るもの、③基幹施設、一般施設両方の工事に係るものに区分し、全体事業費を①と②の比率をもって基幹施設の工事に係る事業費と一般施設の工事に係る事業費とに区分

するものとする。

- 2 要綱、要領及びこの運用において事業費を区分する場合には、前項の規定に準じ行うものとする。

（事業費の単価の時期）

- 第5 要綱、要領及びこの運用に示す事業費の単価の時期は昭和60年度時点とし、この金額は、毎年度、事業費の上昇率を基準として改訂するものとする。

（経理）

- 第6 要綱第7の1により、指定工事とそれ以外に区分して採択される場合には、各区分ごとに経理を行うものとする。
 - 2 前項の取扱いについては、要領第10の規定に基づき複数の指定工事の指定が行われる場合又は要領第11の規定に基づき一括して採択される場合も同様とする。

（採択基準の取扱い）

- 第7 要領第12の1の（1）のア及び（2）中、「国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図れることを約する書面」は、原則として、関係都道府県知事から地方農政局長（北海道にあつては、北海道開発局長。沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して農村振興局長あてに、政府原案決定前までに提出するものとする。
 - 2 要領第12の1の（1）のイ中、「地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面」には、採択について、①申請人の場合には申請人が同意していること、②関係土地改良区の場合には総会又は総代会の議決がなされていること、③関係市町村にあつては市町村長が公文書により同意していることが明らかであるものでなければならない。
 - 3 前項に掲げる書面は、採択を希望する前年度の概算要求前までに、関係都道府県知事から地方農政局長を経由して、農村振興局長に提出するものとする。

（基幹かんがい排水事業等）

- 第8 かんがい排水事業において、要綱第8の1の（1）のイの表中「基幹施設」の国の負担割合の適用を受ける部分を「基幹かんがい排水事業」、その他の部分を「一般かんがい排水事業」と総称するものとする。

（共同ダムの取扱い等）

- 第9 新たな農業用水の開発を行う頭首工であつて、かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更されるものに係る国の負担割合は、要綱第8の1の（1）のウ中、「かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うことを目的とするものに限る。）されるダム」として取扱うものとする。
 - 2 要綱第8の1の（1）のウ中、「共同事業」には、当該ダムの貯水容量を占有しない小水力発電は含まれない。
 - 3 前項の規定は、第1項の規定により準用される場合も同様とする。

（農業水利制御システムの整備）

- 第10 要領第2の（6）及び第13の「要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するもの」とは、要綱第2の2の農業用排水施設により接続された水利施設をいう。

なお、排水路にあつては、共通の排水効果を有する一定の排水受益内に位置する施設であり、要綱第2の2の農業用排水施設と一体不可分と判断される施設をいう。

（国営施設機能保全総合対策事業の事業計画書等）

- 第11 要領別紙10第1の2の（7）において、事業計画書等の作成を要領別記様式第6号及び第7号

により行うことができるものは、地域における自然条件、農業、農業用水需給、排水条件等の現状、今後の見通し等を踏まえ、営農計画及び用排水計画を省略することが妥当と認められる場合に限るものとする。

（申請によらない事業）

第 12 要綱第 2 の 13 に基づき、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業として本事業を実施する場合は、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体に対して、土地改良区総会、事業推進協議会等で説明し、十分な合意形成を図るものとする。

附 則

1 この通知は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。